

8K-103-1(Rev.1.1)

一般財団法人 日本建築総合試験所

平成 27 年 3 月 5 日制定

平成 28 年 6 月 1 日変更 (い)

特定天井性能評価業務方法書

第1条 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行令第39条第3項の認定に係る性能評価に適用する。

第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下の通りとする。(1)性能評価申請書以外の様式その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書
- (2) 特定天井を取り付ける建築物の範囲、適用条件等
 - 1) 建築物の範囲
 - 2) 適用条件等
- (3) 特定天井の構造方法等
 - 1) 特定天井の概要
 - 2) 特定天井の材料及び構造方法
 - 3) 特定天井の取付部分の構造方法
 - 4) 設計指針（工法に係る性能評価の場合に限る）
- (4) 特定天井の構造安全性を検証するために行った構造計算又は試験の仮定、条件、結果等
- (5) その他

第3条 評価方法

- (1) 評価の実施
 - 1) 評価員は第2条に定める図書を用い、(2)に示す評価基準に従って評価を行う。
 - 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
 - 3) 評価員は、評価上必要があるときは、試験等に立ち会うことができるものとする。
- (2) 評価基準

評価項目と判定基準は以下のとおりとする。

 - 1) 特定天井を取り付ける建築物の範囲、適用条件等の適切性の評価
[判定基準]
イ. 特定天井を取り付ける建築物の範囲、適用条件等が、構造計算又は試験の仮定、条件、結果等に基づき適切に設定されていること。
 - 2) 特定天井の構造方法等の妥当性の評価
[判定基準]
イ. 特定天井の構造方法、当該天井に用いる材料の種別及び寸法並びに当該天井の取付部分の構造方法が、構造計算又は試験の仮定、条件、結果等と整合しており、かつ、これらが図面、仕様書その他の図書（工法に係る性能評価の場合にあっては、設計指針）に適切に示されていること。

3) 特定天井の構造安全性を検証するために行った構造計算又は試験の妥当性の評価
[判定基準]

イ. 建築基準法施行令第88条第1項及び第2項に基づく地震力又はこれと同等以上の効力を有する地震力に対し、天井を構成する各部材及び接合部（以下、「天井の各部分」という。）に生じる力が当該天井の各部分の平成25年国土交通省告示第771号第3第4項第一号ロに定める許容耐力以下であることが確かめられていること。(い)

ロ. イの構造計算又は試験を行うに当たり、イの地震力に、必要に応じ、次に掲げる力が加えられていること。

- ① 建築物の特性等により生じる上下方向の振動による力
- ② 壁等から伝わる力
- ③ 風圧並びに地震以外の震動及び衝撃による力

第4条 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名（会社名、代表者名）
- (3) 件名
- (4) 性能評価の区分
- (5) 性能評価をした構造方法の内容
- (6) 性能評価の内容
- (7) 評価員名
- (8) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項